

日本経済法学大會開催通知

平成10〇年度通常総会および研究大会を左記により開催いたしますので、ご出席下さい。案内いたします。今後予定が変更になる場合は、学会ホームページに掲載いたしますので、ホームページをご確認下さい。
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jpfjael/>
なお、恒例となりました終了後に懇親会を予定しております（午後5時10分～7時10分）。
準備の都合上、同封の葉書で、出欠等の返事をお願いします。

平成10〇年六月15日

日本経済法学会理事長

舟田正之

記

一 期日 平成10〇年10月18日(土)

二 大会会場 北海道大学 人文・社会系総合教育研究棟 311011教館
11-0600-0809 北海道札幌市北区北一条西七丁目

電話 011・700-1107 / 011・700-1108 (受付時間 8時半～17時半)
アクセス <<http://www.juris.hokudai.ac.jp/juris/access.html>>

銀盤会場 札幌アスペンホテル(アベニューA)

札幌市北区北一条西四丁目五番地

電話 011-700-1111 / ファクス 011-700-110011

アカセス <<http://www.aspen-hotel.co.jp/frame-access.htm>>

三 大会次第

(1) 個別報告(午前10時～11時10分)

(1) 競争機制の確立をねぐら法整備—Standard Oil Co. of California and Standard Stations, Inc. v. United States のトマホーク法(歴史上における判例)について
竜澤謙太子(東北大)

(2) 中國独占禁止法の事業者集中規制

戴 龍(中国政法大学)

(3) 専門職業規制とEC競争法―事業者団体の責任と国家の責任―

村田淑子(京都学園大学)

(1) 通常総会(11時10分～11時40分)

理事選挙報告・会務報告・会計報告・次年度大会・その他

昼食・休憩(11時40分～午後1時40分)

(1) シンポジウム(午後1時40分～5時)

① 世紀の消費者法と消費者政策

向田直範(北海学園大学)

報告 消費者取引法の現状と課題

独立禁止法と消費者

事業法と消費者

□メモ

消費者契約法に関する訴訟および消費者団体訴訟制度の現状・問題点・展望

民法と消費者法

野々山宏(弁護士・京都産業大学)
瀬川信久(北海道大学)

以上

備考

(1) シンポジウムの報告内容は、事前に会員（後述のように一部の会員を除きます）に郵送します。学会機関誌通巻五一号に掲載されます。発送は九月中旬頃を予定しています。

(2) 平成二〇年度までの会費の納入をお願いします。なお、年会費は、平成七年度までは一千円、平成八年度より平成一五年まで四千円（大学院生三千円）でしたが、平成一六年度からは、会員には学会機関誌（年報）を無料で配布する」ととし、会費を六五〇〇円（大学院生五五〇〇円）に値上げさせていただきました。会費は同封の振込用紙により納入をお願いします。

平成二〇年度分を含めて納入していただく会費の額は、封筒のお名前の方に数字で表示しております（例えば「H18」と記載してあれば、平成一八年度分まで納入済みであることを示し、平成一九年度および平成二〇年度の会費の支払いをお願いします。「H18」の下の数字（13000）が請求金額（一万三千円）となります。数字がマイナスとなっている場合は過払いですので、次年度以降の会費に充当させていただきます。なお、未納金額の計算はコンピュータ処理していますが、プログラム作成上の技術的制約から、大学院生から一般会員になられた方については大学院在籍中も一般会員として計算されています。該当する方は、その際は、自分で計算した上で正しい金額を納入して下さい。また、最近納入された方について事務処理上の行き違いがありました場合には、「ご容赦下さい。会場では会費に関する事務を行いませんので、右記をご確認の上、納入をお願いします。領収書が必要な方は、当日、会場受付にお申出下さい。

年報は、会員の届出済みの住所に直接郵送いたします。午後のシンポジウムに関する論文がこの年報に掲載されますので、大会に持参して下さい。

なお、昨年度から遡って四年以上会費を滞納している会員には発送を保留させていただきますので、ご了解ください。今年度に滞納会費を全部または一部振り込まれ、昨年度を含めて過去四年以上滞納でなくなりたる会員については、振込用紙の半券「振込金受領証」を大会当日、お示しいただければ、年報を会場でお渡しします（半券を必ず持参下さい）。未納期間が長く続く場合、年報の在庫がなくなりお送りできなくなることもあります。会員におかれましては会費を必ずお支払い下さいようお願いします。本件についてのお問い合わせは、学会事務局にお願いします。

日本経済法学会事務局 〒一七一・八五〇一 東京都豊島区西池袋二・三四・一 立教大学法学部内
ファクシミリ 〇三・二九八二・〇一七四（「日本経済法学会」宛と明記して下さい）
E-mail economiclaw@grp.rikkyo.ac.jp

(3) 当日はお弁当を用意いたします（お茶付き 千円）。ご希望の方は返信はがきの「要」に〇をつけて下さい。
なお、生協も運営しております。